

IV 学校給食

1. 基本方針

学校給食を学校教育の一環として位置づけ、調理場の運営は共同調理場方式を中心とし、施設はドライシステムを導入し、学校給食の安全、充実を目指す。

- (1) 学校給食を通して食の教育を充実し、児童生徒の心身の健全な発達及び健康の保持増進を図る。
- (2) 学校生活の活力や豊かな心を育むため、多様な食品を組み合わせ栄養的にバランスのとれた食事を提供する。
- (3) 学校給食は、児童生徒の一日の食生活の一部を担っているので、学校給食センター・学校・家庭は、児童生徒の健全な成長を援助するために連携を密にする。
- (4) 地域の産物を取り入れ(給食週間など)、児童生徒が地域社会と一体感をもち、その一員としての好ましい人間関係を築けるよう推進する。
- (5) 徹底した衛生管理のもと、良好な設備のもとで給食づくりを推進する。

2. 重点目標

- (1) 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る。
- (2) 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養う。
- (3) 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養う。
- (4) 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う。
- (5) 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養う。
- (6) 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深める。
- (7) 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導く。

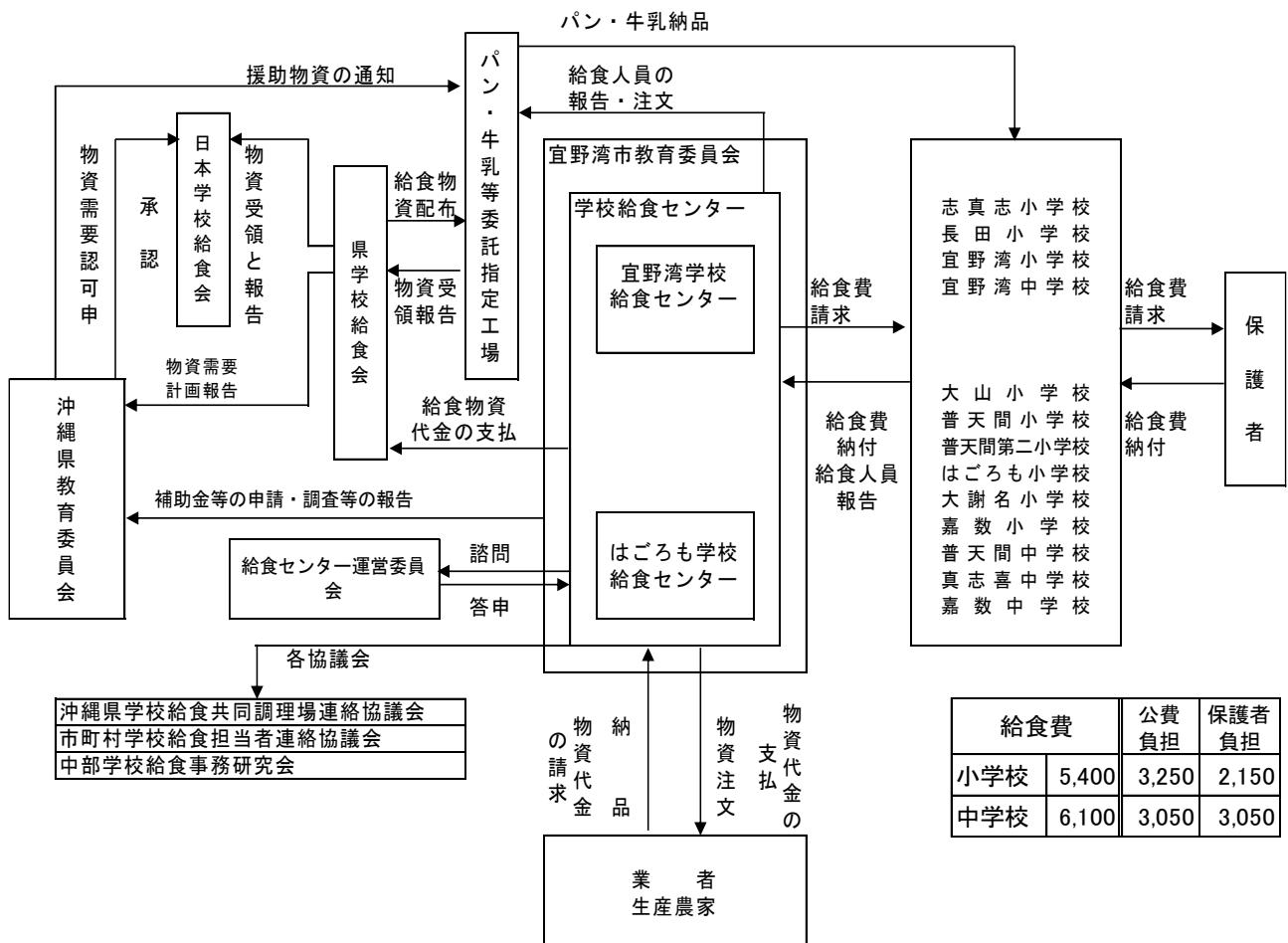
(上記は、『学校給食法』第2条に基づく)

3. 機構図

宜野湾学校給食センター (3,208食)		(令和7年5月1日現在)	
宜野湾市教育委員会 学校給食センター所長	学 校 名	児童生徒数 (在籍数)	食数 (職員含)
	志真志小学校	866名	919
	長田小学校	661名	683
	宜野湾小学校	800名	858
	宜野湾中学校	686名	724
	計	3,013名	3,184
	学 校 名	児童生徒数 (在籍数)	食数 (職員含)
	普天間小学校	531名	580
	普天間第二小学校	546名	591
	大山小学校	571名	598
	はごろも小学校	857名	904
	大謝名小学校	545名	577
	嘉数小学校	909名	972
	普天間中学校	570名	609
	真志喜中学校	940名	990
	嘉数中学校	832名	869
	計	6,301名	6,690

はごろも学校給食センター (6,739食)		
学 校 名	児童生徒数 (在籍数)	食数 (職員含)
所長	1	580
係長	1	591
主査	2	598
栄養教諭又は栄養職員 (県費)	3	904
会計年度任用職員	42	577
調理員 (委託)	42	972
小計	49	609
普天間小学校	940名	990
嘉数中学校	832名	869
計	6,301名	6,690

4. 学校給食運営図



5. 食育への取り組み

学校給食では、義務教育の9年間を通して、計画的継続的に食に関する指導を行う。栄養豊かな食事の提供だけではなく、給食の時間はじめ、各教科等の時間において「食」に関する指導の教材として学校給食を活用している。また、学校給食の実情を把握し今後の学校給食の更なる充実発展を図ることを目的に、食育の重要性について学校・家庭・地域へ広く周知している。

(1) 授業で学ぶ

【食育授業】

小学校及び中学校学習指導要領に基づき、学級担任と一緒に食育の授業を行っている。児童生徒にとって望ましい食生活を身につけるため、必要な指導を行っている。



栄養士による食育(給食時間における指導)



はごろも学校給食センター見学

(2) 給食の時間で学ぶ

【特色ある給食】

毎月第3木曜日の「琉球料理の日」には郷土料理、毎月19日の「食育の日」には郷土料理の提供や、アーサやもずく、旬の野菜など地場産物を活用した献立を提供している。7月1日の「宜野湾市民の日」には郷土のお祝い料理、11月1日の「宜野湾教育の日」には健脳食献立、年度末は小6・中3生を対象に「お楽しみ給食」を提供し、思い出になるように取り組んだ。



郷土料理(クファジューシー・ミヌダル・きゅうりのウサチ・牛乳)



お楽しみ給食



○今日の献立
(宜野湾市学校給食センターHP)

(3) 体験的な学習を通して学ぶ

【総合的な学習の時間】

より望ましい職業観や勤労観を得ることを目的としたキャリアスタートウィーク(職場体験学習)等については令和6年度も市内中学校1学年を受入れた。

6. 地産地消への取り組み

学校給食センターでは、生産農家と連携を図り、市内産及び県産の食材を学校給食で利用する地産地消への取り組みを進めている。

これらの農産物は、生産者の顔が見える「安全・安心」な食材として児童・生徒に提供される。

※地産地消…その地域で作られた農産物・水産物をその地域で消費すること。



7. 学校給食における食物アレルギーへの取り組み

(1) 基本的な考え方

- ①食物アレルギー表示義務品目のうち7品目(えび・かに・小麦・そば・卵・乳・落花生(ピーナッツ))を除去食対応とする。
- ②食物アレルギー対応等の希望がある場合、毎年 11 月末日期限で申請書の提出、1月末日期限で医師記載の学校生活管理指導表等の提出を求めている。
- ③学校及び学校給食センターは、保護者と共に、医師の正確な診断及び指示に基づく適切な学校給食のアレルギー対応を図る。
- ④通常2月までに、学校及び学校給食センターと保護者との個別面談で行う食物アレルギー処遇会議で、申請内容及び詳細な情報を把握する。
- ⑤食物アレルギー処遇会議では対応内容を検討し、さらに学校給食センター内で協議した上で、学校を通して保護者へ決定内容を通知する。

(2) 学校給食でのアレルギー対応

- ①教育委員会は、各学校の状況を的確に把握し対応するための体制を確立し、人的及び物理的環境の整備を図っていく。学校は整えた環境の中で最良の対応が実現できるよう努めている。
ア 教育委員会は衛生及び危機管理体制を整え、学校は、学校教職員全員の共通理解や研修等を通じて資質の向上を図る。
イ 学校は、食物アレルギー対応児童生徒の対応食の喫食状況等を確認する。
- ②献立内容を各家庭に事前に周知し、保護者の理解を得ると共に学級において、他の児童生徒が対応を思いあい、いじめのきっかけにならないように十分配慮し、また、誤食の防止に努める。
- ③学校給食センターは、食物アレルギー処遇会議の決定内容について、調理業務等委託業者等と情報を共有し、食物アレルギー給食内容の確認を行い、コンタミネーション(混入)や誤食が無いように周知徹底を図る。
- ④学校は、児童生徒がアナフィラキシー症状及びアナフィラキシーショックを発症した場合に迅速な対応が求められるため、緊急時の対応方法を全教職員に周知徹底する。

(3) 対応方法

- ① 詳細な献立表対応：食物アレルギー表示義務・推奨品目の28品目（えび・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生（ピーナッツ）・アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・キウイフルーツ・牛肉・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・マカダミアナッツ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン）を記入した献立表を各家庭に配布する。
- ② 除去食対応：申請のあったアレルゲンを除いた給食を提供する。
- ③ 弁当対応：「完全弁当対応」と「一部弁当持参」とする。

(4) 児童生徒への指導

食に関する問題を抱える児童生徒に対しては、学校において指導体制を整備し、全教職員が共通理解のもと、保護者と連携して個別の事情に応じた対応や相談・指導を行う。児童生徒にとって望ましい食生活の形成と自己管理能力の育成を図る。

8. 学校給食の栄養量

学校給食の栄養量の摂取基準は、厚生労働省が示す「日本人の食事摂取基準」をもとに、児童生徒が学校給食で摂取することが期待される栄養量等を考え合わせ、児童生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい栄養量を算出したものである。

児童又は生徒1人1回あたりの学校給食摂取基準

区分	基 準 値			
	児童 (6~7歳) の場合	児童 (8~9歳) の場合	児童 (10~11歳) の場合	児童 (12~14歳) の場合
エネルギー(kcal)	530	650	780	830
たんぱく質(%)	学校給食による摂取エネルギー全体の13%~20%			
脂質(%)	学校給食による摂取エネルギー全体の20%~30%			
ナトリウム(g)(食塩相当量)	1.5未満	2未満	2未満	2.5未満
カルシウム(mg)	290	350	360	450
マグネシウム(mg)	40	50	70	120
鉄(mg)	2	3	3.5	4.5
ビタミンA(μgRAE)	160	200	240	300
ビタミンB ₁ (mg)	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB ₂ (mg)	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンC(mg)	20	25	30	35
食物繊維(g)	4以上	4.5以上	5以上	7以上

(注) 1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについても示した摂取量について配慮すること。

亜鉛…児童(6歳~7歳)2mg、児童(8歳~9歳)2mg、

児童(10歳~11歳)2mg、生徒(12歳~14歳)3mg

2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び

生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

3 献立の作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせるよう配慮すること。

(令和3年文部科学省告示第10号より)